

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P10	第2 1号特定技能外国人支援計画の内容等 (1)事前ガイダンスの提供 【留意事項】	○ 事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があり、個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。なお、技能実習生等を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用するような場合であっても、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件など必要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとは評価されない可能性があることに留意してください。	○ 事前ガイダンスは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があり、個別の事情によりますが、事前ガイダンスで情報提供する事項を十分に理解するためには、3時間程度行うことが必要と考えられます。また、技能実習生等を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用するような場合であっても、1号特定技能外国人に従事させる業務の内容、報酬の額その他の労働条件など必要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、1時間に満たないような場合は、事前ガイダンスを適切に行ったとはいえません。
2	P15	(4)生活オリエンテーションの実施	○ 生活オリエンテーションは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があり、個別	(削除)

		〔義務的支援〕 ○3つ目	の事情により異なりますが、少なくとも8時間以上行うことが求められます。	
3	P16	【留意事項】 ○4つ目	(新規)	○ 生活オリエンテーションは、1号特定技能外国人が十分に理解できるまで行う必要があり、個別の事情により異なりますが、生活オリエンテーションで情報提供する事項を十分に理解するためには、少なくとも8時間以上行うことが必要と考えられます。また、技能実習2号良好修了者、留学生等を同一機関で引き続き特定技能外国人として雇用するような場合であっても、相談又は苦情の対応者の連絡先、緊急時の対応に関する事項、外国人の法的保護に関する事項など必要な情報について十分に理解させる必要があります。なお、このような者であって生活環境に変化がない場合であっても、4時間に満たないようなときは、生活オリエンテーションを適切に行ったとはいえません。
4	P17	○4つ目 ⑤及び⑧	○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 ①～④ (略) ⑤ 生活ルール・マナー ・ 就労・生活する地域におけるゴミの廃棄方法等(分別・出し方、収集日、粗大ゴミの捨て方等) ・ 夜中に大声で騒いだり騒音を出したりするなど、近隣住民の迷惑になる行為は控えること ・ 喫煙には一定の制限があること(喫煙、禁煙場所等)	○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 ①～④ (略) ⑤ 生活ルール・マナー ・ 就労・生活する地域におけるゴミの廃棄方法等(分別・出し方、収集日、粗大ゴミの捨て方等) ・ 夜中に大声で騒いだり騒音を出したりするなど、近隣住民の迷惑になる行為は控えること ・ 空き地や畑に無断で入ることは避けること ・ 喫煙には一定の制限があること(喫煙、禁煙場所等)

			<p>⑧ 我が国で違法となる行為の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、銃砲刀剣類の所持が禁止されていること ・ 大麻, 覚せい剤等違法薬物の所持等は犯罪であること ・ 在留カードの不携帯は犯罪であること ・ 在留カード, 健康保険証等を貸し借りすることは禁止されていること ・ 自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること ・ A T Mで他人名義の口座から無断で現金を引き出すことは犯罪であること ・ 他人になりすまして, 配達伝票に署名したり, 他人の宅配便を受領することは犯罪であること ・ 放置されている他人の自転車等を使用することは犯罪であること 等 	<p>⑧ 我が国で違法となる行為の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、銃砲刀剣類の所持が禁止されていること ・ 大麻, 覚醒剤等違法薬物の所持等は犯罪であること ・ 在留カードの不携帯は犯罪であること ・ 在留カード, 健康保険証等を貸し借りすることは禁止されていること ・ 自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること ・ A T Mで他人名義の口座から無断で現金を引き出すことは犯罪であること ・ 他人になりすまして, 配達伝票に署名したり, 他人の宅配便を受領することは犯罪であること ・ 放置されている他人の自転車等を使用することは犯罪であること 等
--	--	--	--	---